

震災消費者 トラブル注意報

No.1

ケース

屋根にブルーシートを張る工事を依頼したいが、業者に「大変混んでいるので今日中に契約してほしい。急いでいるので見積りを出せない」と言われた。この業者と契約して大丈夫だろうか。



あわてないで

住宅修理の契約

アドバイス

- 具体的な工事内容を説明しないままに契約を急がせて、後から高額な費用を請求する例があります。契約する前に、工事内容、工事代金をしっかり確認することが大切です。できれば複数の事業者から見積もりを取って比較しましょう。
- 契約後でも、訪問販売によるものであれば、契約書面を受け取った日から8日間以内ならクーリング・オフができます。また、契約書面を受け取っていない場合や記載内容に不備がある場合もクーリング・オフができます。
- 不安や疑問に思うことがあれば、お住まいの自治体の消費生活センターや「熊本地震消費者トラブル110番」にご相談ください。

ご相談は

- 熊本地消費生活センター (096) 383-0999
- 熊本市消費者センター (096) 353-2500 なくそうよ、心配
- 「熊本地震消費者トラブル110番」 (フリーダイヤル) 0120-7934-48